ご契約の前に、必ずお読みください。

契約者貸付制度について

一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額の90%(保険料払込済の場 合は80%)の範囲内で貸付制度がご利用いただけます。利息は会社の定め た利率で計算いたします。

保険料の振替貸付制度について

保険料払込猶予期間を経過した場合、あらかじめお申出のないかぎり、解約 返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料をお立替します。

被保険者が死亡された場合のお取扱について

- ●年金支払開始日前は、既払込保険料相当額※を死亡給付金としてその時 点の配当金とともにお支払いします。
- ●年金支払開始日以後は、残存年金支払期間中の未払年金の現価をお支払 いします。この場合、ご契約は消滅します。
- ※既払込保険料相当額は、割引のない普通料率での月払保険料に経過月数 (保険料払込期間満了後は「12×保険料の払込年数」)を掛けて計算します。 このため、実際にお払込いただいた保険料の累計額とは異なります。

解約返戻金について

解約された場合、保険期間を通じて解約返戻金は既払込保険料相当額(前 項目の※をご参照ください。)を上回ることはありません。

5年ごと利差配当について

- ●契約者配当金は、責任準備金の運用益が会社の予定した運用益を超えた 場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。<5年ごと利差配当>
- ●契約者配当金は今後のお支払いを約束するものではなく、また運用実績等 によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
- ●なお、ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当がありま すが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いでき ないこともあります。
- ●配当支払方法は、次のとおりとします。

<年金支払開始日前>

年金支払開始日前の契約者配当金は会社所定の利率(利率は社会情勢な どにより変動します。)で積み立てておき(5年ごと積立配当金)、年金支払 開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。この年 金支払開始日前の5年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご 請求によりいつでも引き出すことができます。(ただし、個人年金保険料税 制適格特約が付加されている場合、このお取扱はできません。)

年金支払開始日以後の契約者配当は、年金額を定額とする年金保険の一 時払保険料に充当し、年金とともに年金受取人にお支払いします。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

保険契約は預貯金とは異なります。(「預金保険制度」の対象外です。) ご契約の内容等によっては、お受け取りいただく年金の総額がお払込保険料 の合計額より少ない金額になる場合があります。

「指定代理請求人特約」について

- ●「指定代理請求人特約」を付加いただくと、受取人である被保険者が給付 金等を請求できない当社所定の特別な事情※がある場合に、あらかじめ指 定された「指定代理請求人」が被保険者(給付金等の受取人)の代理人と して給付金等を請求できる制度です。
- ※被保険者が、心神喪失の常況により判断能力に欠ける場合等が該当します。 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ●「指定代理請求人」はつぎの範囲でご指定いただきます。(ご請求の際に 条件を満たさなくなった場合には、その指定はなかったものとして取り扱い ます。)
- 被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3 親等内の親族
- 「指定代理請求人」から給付金等のご請求を受け、お支払いした後に被保 険者ご本人からご請求があった場合でも、重複して給付金等のお支払いは
- ●ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその給付 金等の支払状況について、事実に基づいて回答いたします。

その他

- ●この保険に満期保険金はありません。
- ●この保険は延長定期保険のお取扱はいたしません。
- ●この保険は被保険者の健康状態によってお申込みをお断りすることはあり
- ●この保険に保険料の払込が免除となる取扱いはありません。また、平準定 期特約など死亡を保障する特約および災害·疾病を保障する特約を付加す ることはできません。

日本興亜生命「ふれあいテレフォンサービス」のご案内

ご加入いただきますと、ご加入者およびそのご家族の方には介護に関連する各種相談・お取り次ぎから、生活関連相談、健康・医療相談等幅広い サービスがご利用いただけます。

金融機関を 代理店として 本商品にご加入される お客さまへ

- ●本商品は生命保険であり、預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象とはなりま
- ●ご契約は引受保険会社である日本興亜生命とお客さまとのお取引になります。
- ●本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ●金融機関が本商品を募集する場合、他の募集代理店等が取扱う場合と付帯可能な特約等が異なる場合があります。

ご契約の前に「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。 ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。 [記載事項の例]

●ご契約の解約と解約返戻金について

- ●お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について ●個人情報に関する取扱いについて(個人情報保護宣言)
- ●保険金などをお支払いできない場合について
 - ●保険料払込猶予期間とご契約の効力等
- ●契約者配当金について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒 介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からのお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様が 当社の代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、下記の総合カスタマーセンターまでご連絡ください。



日本興亜生命保険株式会社

〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2 総合カスタマーセンター TEL 0120-538-107(通話料無料) 【受付時間】月~金 午前9時~午後6時

十 午前9時~午後5時 (日・祝日および12/31~1/3は除きます。) ホームページアドレス http://www.nipponkoa.co.jp/life/ ●お申し込み・お問い合わせは



NIPPONKOA

LIFE

日本興亜生命

個人年金保険

5年ごと利差配当付個人年金保険(確定年金)

レーヴⅡ~夢追いかけて~

金融機関窓口販売専用

2010年3月

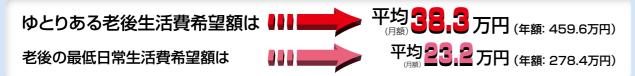




平成19 年度「生活保障に関する調査 | 生命保険文化センター

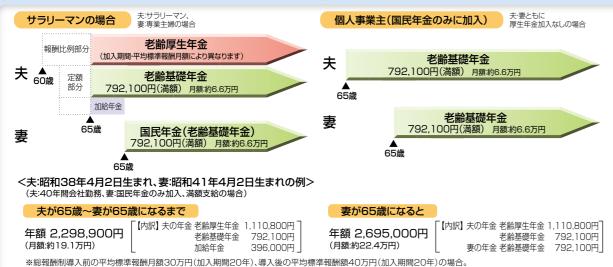
ゆとりあるセカンドライフのご準備はお済みですか?

■ ゆとりある老後生活を送るにはいくらぐらい必要でしょうか?



■ 公的年金の給付は?

(平成19年度現在施行されている法律に基づき計算しています。)



■厚生年金の現状

年金支給開始年齢の引き上げが平成13年度から順次行われています。

平成13年度から定額部分の「年金支給開始年齢の引き上げ」が行われ、平成25年4月からさらに部分年金(報酬比例部分)の 「年金支給開始年齢の引き上げ」が行われます。

<支給開始年齢推移表>

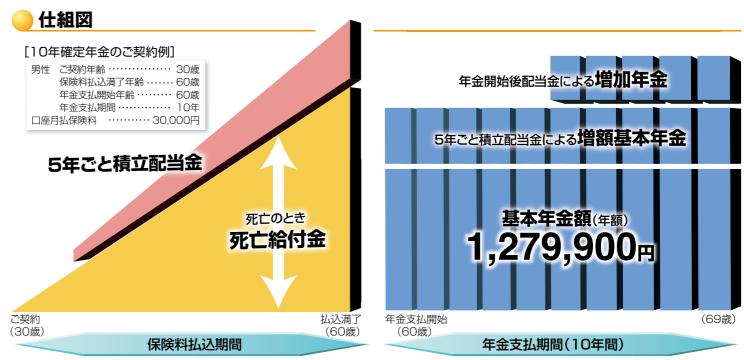


ますます自助努力が必要な時代になっています。

セカンドライフを彩る確かな プランをはじめてみませんか?

日本興亜生命の

個人年金保険(無選択タイプ)



※増額基本年金:年金支払開始日前の運用利回りが、予定の利回りをこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を年金支払開始日まで積み立て、増額基本年金として

※増加年金:午金支払開始日後の運用利回りが、予定の利回りをこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を増加年金としてお支払いいたします。5年確定年金には増加年金はありません。 ※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

一定期間年金が受け取れます。

ー定期間、年金がお受け取りいただけます。年金支払期間は5年・ 10年・15年のいずれかをお選びいただきます。 また、上記以外に10年保証期間付終身年金があります。

年金受取額を重視した設計です。

年金支払開始日前の死亡保障の額をおさえ、年金受取額を重視した 設計ですので、セカンドライフをより豊かでゆとりあるものにできます。

告知や診査は一切不要です。

ただし、告知のある商品と異なり、所定の高度障害状態に該当したと きなどに保険料の払込が免除となるお取扱いはありません。

個人年金保険料控除が受けられます。 (10年確定年金の場合)

「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、払い込んだ保 険料は一般の生命保険料控除とは別枠で、所得税で最高50,000 円、住民税で最高35,000円までの個人年金保険料控除が受けら れます。(平成22年1月現在)

※「個人年金保険料税制適格特約」を付加する場合の要件は、下記をご覧

保障の内容

年金・給付金をお支払いする場合	お支払いする年金·給付金
被保険者が年金支払期間中の年金支 払日に生存しているとき	基本年金額※
被保険者が年金支払開始日以後、年 金支払期間中の最後の年金支払日前 に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価
被保険者が年金支払開始日前に死亡 したとき	死亡給付金

[※]ご希望により、年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、将来 の年金のお支払いにかえて、残余年金支払期間の年金現価相当額を、一括してお支払いすることもできます。この場合、ご契約は消滅します。

【上記ご契約例の給付金額・解約返戻金額】

	外 上	 	返 民举
1年後(31歳時)	約36.5万円	141,941円	39.4%
3年後(33歳時)	約109.6万円	819,648円	75.8%
5年後(35歳時)	約182.7万円	1,518,601円	84.3%
7年後(37歳時)	約255.8万円	2,239,569円	88.8%
10年後(40歳時)	約365.5万円	3,363,449円	93.4%
15年後(45歳時)	約548.2万円	5,262,693円	97.4%
20年後(50歳時)	約731.0万円	7,310,789円	101.5%
25年後(55歳時)	約913.8万円	9,138,486円	101.5%
30年後(60歳時)	約1,096.5万円	10,966,183円	101.5%

[※]死亡給付金額·解約返戻金額は経過月数等により異なります。上記金額は各年度末の金額を表

示しています。 ※解約すると、以降の保障はなくなります。

個人年金保険料控除について

個人年金保険料税制適格特約を付加しますと、個人年金保険料控除が受けられますので、所得税や住民税が軽減されます。

個人年金保険料税制適格特約をお付けになるにはつぎの要件のすべてを満たすことが必要です。

○午金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること ○午金受取人は被保険者と同一の方であること ○保険料払込期間は10年以上であること

○年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること(年金の種類が終身年金の場合、年 金支払開始日における被保険者の年齢について制限はありません。)

※個人年金保険料控除については、平成22年1月現在の税制にもとづき説明しております。将来、変更となる場合があります。